

○文部科学省令第三十六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）第三条第五号の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月九日

文部科学大臣 萩生田 光一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	<p>1・2 附則 〔略〕</p> <p>(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例)</p> <p>3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。</p>
改正前	<p>1・2 附則 〔略〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。